

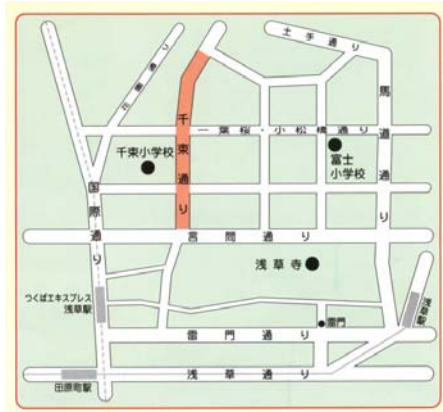
# 『千束通りコミュニティ商店街景観協定』概要

1. 根拠法令: 東京都台東区景観まちづくり条例第25条
2. 協定区域: 台東区浅草三丁目10番～浅草四丁目36番地先  
浅草五丁目10番～浅草五丁目55番地先
3. 区域面積: 10,248㎡ (延長 約641m)
4. 協定締結者数: 169人
5. 用途地域: 商業地域
6. 協定の有効期間: 10年間  
(廃止の意思がなければ自動的に10年間延長)
7. 協定認定年月日: 平成18年9月8日
8. 協定認定番号: 第3号

■整備前の状況



■案内図



## 9. 景観形成基準の内容

### 景観形成基準の方針

千束通商店街振興組合は、浅草寺と吉原遊郭を繋ぐ重要な役割を担っていた通りであり、戦後はバラックからの再建により現在に至っている、歴史ある商店街です。当商店街の象徴的な施設であるアーケードは、築30年以上を経過し、著しい老朽化が進んでおり、景観にも大きな影響を与えていました。本景観協定は、このアーケード改修計画がきっかけとなり締結したものです。景観形成基準では「和の心」を生かしたデザインをコンセプトとして、落ち着いた街並みの創出、街並み全体の秩序化、商業環境としての賑わいある魅力の創出、等を目的としています。

## 10. 景観形成基準細目(抜粋)

### (1) アーケード等商店街施設に関する基準

#### ① 施設の色彩と素材(■図1)

#### ② 設備の管理

- ・アーケード上への物品設置、放置の禁止
- ・照明設備、放送設備の維持管理

### (2) 店舗ファサードの意匠、色彩

#### ① 店舗ファサード

- ・店舗ファサードは1、2階部分とする
- ・欄間看板(■図2 次頁)等で一体的な景観形成を行う

#### ② 建物に関する約束

- ・アーケード上部の美観整備と維持管理
- ・建築物の壁面等について、店舗ファサードとの連続性に配慮し、街並みと調和の取れた色彩となるよう、通りの景観形成に努める

#### ③ その他店舗ファサード形成要素の基準

- ・室外機等設備は露出しないよう計画するか目隠しをする
- ・欄間看板、暖簾は色彩と形態を商店街標準デザインの中から選定する

(■図2 ■図3 次頁)

## デザインコンセプト

◇下町の開放性

◇伝統の配色  
(江戸:東京:祭り)

◇歴史の回廊  
(ガレリア:浅草寺⇔吉原)

◇「和」の形  
(船底天井:門構え:透かす:違い:張る:…)

### ■図1 カラーイメージ

「共通カラー1:こきび」(DIC N-725)



「共通カラー2:にゅうはく」(DIC N-945)



「共通カラー3:ぎんねず」(DIC N-947)



「共通カラー4:けしずみいろ」(DIC N-958)



「1部テーマカラー:せいじいろ」(DIC N-842)



「2部テーマカラー:うこん」(DIC N-795)



「3部テーマカラー:くんじょういろ」(DIC N-892)



(3) 店舗サインの設置位置、意匠、色彩等に関する基準

① 統一看板(■図4)

- ・商店街が指定する統一看板を使用すること、その他の仕様の看板は認めない
- ・店名表記で独自書体がない場合は、商店街が指定する書体の中から選定する

② 欄間看板・くぐり暖簾(■図2 ■図3-②)

- ・商店街が指定する仕様、形態の中から選定し設置する

③ 長暖簾・提灯・下げ暖簾(バナー)(■図3-① ■図5)

- ・賑わいを演出する装置として、商店街が設置位置を指定する

(4) 歩道及び街路灯、ガードフェンス等に関する基準

① 歩道の維持管理

- ・美化清掃等、日常の管理に努める
- ・歩道上に、商品、置き看板等は置かない

② 街路灯及びガードフェンス(■図6)

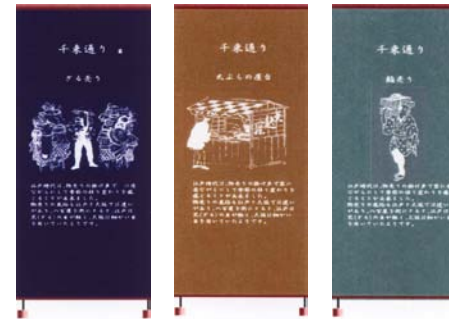
- ・街路灯は各ブロックのゲートと、3部については両端に設置する
- ・区設置の街路灯及びガードフェンスは清掃等日常の管理に努める

(5) その他景観協定者が必要と認める事項

■図2 欄間看板



■図3-① 長暖簾



■図4 統一看板



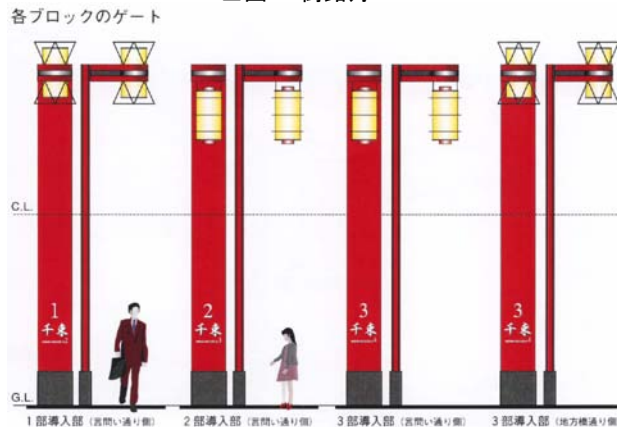
■図3-② くぐり暖簾



■図5 提灯



■図6 街路灯



■完成予想図